

# 消費者被害注意報 No. 91

## 台風シーズン到来！

## 災害に付け込んだトラブルに 引き続き、ご注意ください！

昨年は、台風15号、19号、また10月25日の大雨により千葉市にも甚大な被害をもたらされました。災害後から現在に至るまで、被害に便乗した、住宅の修理などをすすめる不審な電話や訪問に関する相談が数多く寄せられています。

前号では、「保険金が使える」と誘う住宅修理サービスについて特集しましたが、今回は今年の台風後に多かった事例を紹介します。



**事例1** 台風で自宅の屋根瓦がずれたので、修理費用の見積もりを取るために業者を呼んだら、いきなり屋根に登りビニールシートをかけられ、高額な作業料金を請求された。仕方なく支払ったが納得できない。

**事例2** 台風の後片付けをしていたら、「無料で屋根を点検している。」と、突然業者が来訪した。点検後、そのまま放置すると雨漏りすると指摘され、不安になり修理契約をしてしまったが、よく考えると高額なので解約したい。

## 消費者トラブル防止のために

- 台風や豪雨など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、修理工事の契約は慎重に行いましょう。慌てずに複数の事業者から見積もりをとったり、周囲に相談しましょう。
- 応急処置等、すぐに対応が必要な場合も、事前に金額や作業内容を業者に確認し、納得した上で契約しましょう。
- 当事者が合意すれば、口頭であっても契約は成立します。後でトラブルにならないよう、契約内容をはっきりさせるために契約書を交わしましょう。
- 安心して依頼できる事業者について日頃から情報を集めておきましょう。
- 突然訪問した事業者との契約等、クーリング・オフが出来る場合があります。「契約を解除したい」など、少しでも不安に思ったら早めに消費生活センターに相談しましょう。



バックナンバー  
はこちら



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111